新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画

(障害福祉サービス類型:通所系)

法人名	有限会社キリコンディショニ	種別	障害児通所支援事業	
	ングカンパニー			
代表者	木切倉 良昭	管理者	加藤 秀治	
正大地	宮崎県小林市細野 105	雨针来只	0984-27—3930	
所在地	番地 1	電話番号	0904-27—3930	

新型コロナウイルス感染症発生時における業務計画

第1章 総則

1 目的

本計画は、新型コロナウイルス感染症の感染者(感染疑いを含む)が施設内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当施設の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

2 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

① 利用者の安全確保	利用者の重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じる おそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。
② サービスの継続	利用者の健康・身体・生命を守る機能を維持する。
③ 職員の安全確保	職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。

3 主管部門

本計画の主管部門は、有限会社キリコンディショニングカンパニーとする。

第Ⅱ章 平時からの備え

対応主体の決定、計画のメンテナンス・周知と、感染疑い事例発生の緊急時対応を見据えた事前準備を、下記の体制で実施する。

1 対応主体

有限会社キリコンディショニングカンパニーの統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 体制構築・整備	全体を統括する責任者・代行者を選定	<mark>様式 1</mark>
(2) 情報の共有・連携	□ 情報共有範囲の確認 ・有限会社キリコンディショニングカンパニーの統括のもと、関係部署が得た情報を共有する。 ・グループラインや電話を活用する	<mark>様式 2</mark>

	・保健所・病院・行政機関等とのやり取りは電話で行い、内容を記録し、	
	上記ラインにて情報を共有する	
	ロ 報告ルールの確認	
	・家族とのやり取りは、社用スマホで行いライン記録を保存する。	
	ロ 報告先リストの作成・更新	
	・様式2を用いて作成する。随時更新する	
	・報告先リストの情報は電話番号・関係部署・担当者を明記する。	
	(必要最低限)	
	必要な情報収集と感染防止に向けた取組の実施	
	ロ 最新情報(感染状況、政府や自治体の動向等)の収集	
	・全体統括・情報収集・利用者家族等への情報提供・感染予防対応に	
	関する統括担当者の指示により、情報収集担当者が情報収集にあたる	
	・状況によっては、他事務局サポーターが情報収集担当者をサポートする	
	ロ 基本的な感染症対策の徹底	
	・マスクの着用	
	 注意:マスク着用嫌がる(感覚過敏、呼吸疾患等)、異食する危険が	
	 ある利用者に対しては装着を強いない	
	・手洗い・うがい・咳エチケットの励行	
	・3 密を避ける(密室、密閉、密集、ソーシャルディスタンス等)	
	・利用者家族等との連絡方法の整理	
	・職員に対して、マスク・手洗い等の個人レベルで実施する対策に関する	
	事前指導	
(3)	· 備品管理	<mark>様式 3</mark>
感染防止に向けた	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13.20
取組の実施	F、糖尿病等の基礎疾患) の把握	
	※新型コロナウイルスに感染に罹患すると重症化する恐れがある者	
	・特定接種の登録手続き※新型コロナウイルスワクチン	
	*接種対象者の特定	
	(様式7の業務 A・B・C 従事者等)	
	*集団接種体制の確保(新型コロナウイルスワクチン接種開始時)	
	・保健所・病院と特定接種等に関して事前協議	
	・特定接種等に関して事前協議	
	・特定接種の同意取り付けが困難な者をリストアップ	
	・病院と感染者受入等に関して事前協議	
	・	
	ロー利用名・職員の体調目理 ・職員・利用者向け検温・体調チェックルールの整備(様式3)	
	・その他、体調について報告を受ける体制の確保	

	ロ 事業所内出入り者の制限	
	・来所者の出入り制限を原則禁止(制限期間は、本部長が決定する)	
	大川日の田人が時限を派送来正(時限表別別は、本時段が人だする)	
	D. 仍签生,左床是小碗部,供茶	
	ロ 保管先・在庫量の確認、備蓄 東変式 4 階の金属に保管する。 または また 2 ず何*** 4 間 コナス	
	・事務所1階の倉庫に保管する。持ち出したら必ず個数を明記する	
()	※使用頻度の高い備品(各種マスク、消毒用アルコール、次亜塩素酸	
(4)	ナトリウム液等)の在庫が切れないよう徹底する	
防護具・消毒液等	□ 委託業者の確保	様式 6
備蓄品の確保	・委託業者の稼働情報を随時入手	
	・備品購入に関しては、日健医療を利用し、万一、クラスターや感染者が	
	出た場合の全体消毒に関しては保健所の指示に従う。但し、保健所の	
	指示及び連絡が取れない場合は、本部長の判断で実施する	
	ロ 職員の確保	
	・職員の現在の出勤状況と今後の欠勤可能性を検証したうえで下記の	
(5)	事項を検討、実施する	
(5)	・人手不足が発生することが段階で、同一法人内別支店に応援を要請	
職員対応	する。	
(事前調整)	 ロ 相談窓口の設置	
	 ・有限会社キリコンディショニングカンパニーにて相談窓口を設置し電話・ラ	
	 インで対応する。	
	ロ 運営基準との整合性確認	
	一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	小・休止する。利用者の健康・身体・生命を守る機能を優先的に維持す	
	3 Pre 7 80 4 3 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	
	♥ ○業務 A:継続業務	
	・優先的に継続する業務・通常と同様に継続すべき業務	
	〇業務 B:追加業務	
(6)	・感染予防、感染拡大防止の観点から新たに発生する業務	124 12 -
業務調整	○業務C削減業務	<mark>様式7</mark>
	・規模、頻度を減らす業務	
	〇業務 D 休止業務	
	・上記以外の業務	
	ロー業務内容の調整	
	 表1を参照	
	11. 12. m	

	ロ BCP の共有
	計画通り従業員が行動できるようにする為、常日頃から事業継続計画
	(業務継続計画ガイドライン)を従業者間で共有し、計画した BCP に
	漏れや改善点がないかを確認し、通常業務におけるリスク意識が向上す
	3
(7)	ロ BCPの内容に関する研修
研修・訓練の実施	・従業員研修
	・施設内で研修会を実施し、BCP のポイントを説明する機会を設ける
	ロ BCPの内容に沿った訓練
	・机上訓練
	・BCP で検証したいあるテーマをもとに発生のシナリオを作成
	・そのシナリオに対してどのように対処するか、参加者が一室に集まって、そ
	の名の通り机の上でシュミレーションする訓練をする
	ロ 課題の確認、定期的な見直し
(8)	・訓練終了後、参加者にアンケートを書いてもらう
BCP の	・ここで出た意見によって、現在の BCP の不足事項や、今後の検討事項
検証・見直し	などを洗い出すことができる

第Ⅲ章 初動対応

感染疑い者が発生した際の初動対応について、迅速な対応ができるよう準備しておく。

1 対応主体

管理者の統括のもと、以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	加藤秀治	郡陽一
医療機関、受診・相談センターへの連絡	加藤秀治	郡陽一
利用者家族等への情報提供	郡陽一	今村 佳菜子
感染拡大防止対策に関する統括	加藤 秀治	今村 佳菜子

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1)第一報	□ 管理者へ報告 ・管理者への報告する ・管理者不在時は、代行者へ報告する □ 地域で身近な医療機関、受診・相談センターへ連絡 ・関係医療機関やかかりつけ医などの地域で身近な医療機関に連絡する相談先に迷った場合などは、最寄りの保健所に連絡する □ 事業所内・法人内の情報共有 ・個人情報の取扱いに注意する ・情報の共有は、家族、事業所内、法人内の最小限に止める □ 指定権者への報告 ・指定権者へ感染の疑いがある者の旨を連絡し、指示を仰ぐ □ 相談支援事業所への報告 ・相談支援事業所への報告 ・相談支援事業所へ感染の疑いがある者の旨を連絡する □ 家族への連絡 ・発熱等により感染の疑いがある旨を連絡し、初動対応について説明する	<mark>様式 2</mark>

	【利用者】	
	ロ サービス休止	
 (2)感染疑い者	・感染の疑いがある利用者の安全が確認されるまではサービスの提供を休止	
	とする	
への対応	□ 医療機関受診	
	・かかりつけの医療機関や事業所関係医療機関へ受診するように伝え、受	
	診拒否が発生した場合は、保健所からの指示を仰ぐように伝える。	
	ロ 場所(居室・共用スペース等)、方法の確認	
	・感染の疑いがある利用者が発生した場合には、感染の有無に限らず、その	
(3)消毒•清掃	日のうちに消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム液等を用いて消毒を行う	
等の実施	・消毒を外部に委託するか、従業員で行うか直ちに行える方法を検討する	

第1V章 休業の検討

感染者発生時、濃厚接触者発生時など、休業を検討する指標を明確にしておく。

1 対応主体

以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	加藤秀治	郡陽一
関係者への情報共有	郡陽一	今村 佳菜子
再開基準検討	加藤秀治	郡陽一

2 対応事項

休業の検討における対応事項は以下のとおり。

対応事項	関係様式
ロ 都道府県・保健所等と調整	
・宮崎県、小林市、保健所等の関係機関との協議により、休業の可否を検討する	
ロ 訪問サービス等の実施検討	
・休業の場合、オンライン支援が可能が検討を行う	
ロ 相談支援事業所との調整	
・感染者発生時、濃厚接触者発生時など、休業を要する場合には、相談支援事	
業者への連絡の上、利用者の受け入れ先等の調整を行う	
ロ 利用者・家族への説明	
・文書またはライン、電話にて説明をする	
・保健所等の関係機関からの指示を仰ぎ、感染者・濃厚接触者の最小限の情報	
に留め、利用者及び家族へ休業の説明をする	
ロ 再開基準の明確化	
・保健所等の関係機関と協議の上、安全が確認され次第再開する	

第 V章 感染拡大防止体制の確立

感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。

1 対応主体

以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	加藤秀治	郡 雄一
関係者への情報共有	郡陽一	今村 佳菜子
感染拡大防止対策に関する統括	加藤秀治	郡陽一
勤務体制·労働状況	加藤秀治	郡陽一
情報発信	加藤秀治	今村 佳菜子

2 対応事項

感染拡大防止体制の確立における対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1)保健所との 連携	ロ 濃厚接触者の特定への協力	
	・濃厚接触者または疑いのある利用者及び従業員は、感染症対応様式	
	4 感染(疑い)者、濃厚接触者(疑い)者管理リストを作成し報告す	
	ত	<mark>様式 4</mark>
	ロ 感染対策の指示を仰ぐ	
	・感染拡大防止体制を整える為、感染対策の指示を仰ぎ、早急に感染拡	
	大防止に努める	
(2)濃厚接触者への対応	【利用者】	
	口 自宅待機	
	・基本的に、保健所等の判断を仰ぐ	
	・発症者等に感染しているか否かの診断結果を確認	
	・可能な限り、感染者等に発症前1週間の行動(誰に会って、何をした	
	か)を確認	
	・上記情報から濃厚接触者を確定	
	※組織実態に応じて臨機応変に判断	
	⇒(参考)濃厚接触者とする例	
	* 感染者と同居している者	
	* 感染者と食事等をともにした者	
	・該当者に1週間の来所を禁止	

	ロ 相談支援事業所との調整	
	ロー相談文援事業別での調整 ・自宅待機期間中に受け入れの調整をする	
	・自七付機期间中に受り入れの調金を9つ 【職員】	
	コー 自宅待機 基本的に、保健配答の別略も何々	
	・基本的に、保健所等の判断を仰ぐ	
	・発症者等に感染しているか否かの診断結果を確認	
	・可能な限り、感染者等に発症前1週間の行動(誰に会って、何をした か)を確認	
	・上記情報から濃厚接触者を確定	
	※組織実態に応じて臨機応変に判断	
	☆組織失窓に応じて臨城心をに判断 ⇒(参考)濃厚接触者とする例	
	→ (多名) 展序を照句とする例 * 感染者と同居している者	
	* 感染者と食事等をともにした者	
	・該当者に1週間の就業を禁止 ロ	
	ロー仕埋重・必安重の唯認 ・消毒作業に必要な量の消毒液・消毒液散布機器を用意しておく	
(2) 吐蒜豆		様式 6
(3) 防護具・	・委託業者の稼働状況の把握に努める	
消毒液等の確保 	□ 調査先・調達方法の確認 ※表流等は□健医療なる。 調査する 会を要する時は 地域の短れ	<mark>様式 2</mark>
	・消毒液等は日健医療を通じ、調達する。急を要する時は、地域の福祉サ	
	ービスに援助を求める	
	コ 事業所内・法人内での情報共有 - 再成次者を発生的にも東端底には「中の「物」」 - 「に情報のせたね	
	・再感染者を発生為にも事業所、法人内の人物一人一人に情報の共有を	
	しっかりと行う	
	□ 利用者・家族との情報共有 ・再感染者が発生しないように、また安心安全に利用していただく為にも感染	
(4)情報共有	・	<mark>様式 2</mark>
	ロ 自治体(指定権者・保健所)との情報共有 ・必要な情報をすぐに伝達できるような体制を整える	
	□ 関係業者等との情報共有 増売でよる必要な問係業者をUスカルオス	
	・場面ごとに必要な関係業者をリスク化する	
(5)過重労働・メンタルヘルス対応	□ 労務管理	
	・出勤情報の集約管理。欠勤可能性の検討・シフト変更	
	・職員の現在の出勤状況と今後の欠勤可能性を検証	
	・表 2 「業務の絞り込み」「業務内容の変更」の検討と打合せ、業務遂行の	
	ためのシフト変更実施	
	前提として、以下を実施する	
	・勤務時間管理をしっかりとやる	

	・出勤日数の増加を余儀なくされる状況が一定期間続く場合、状況に応じ、	
	以下のように対応	
	* 週に 1 回は完全休日をもうけるようシフトを組む(毎週日曜日)	
	*ひと月当たりの出勤日数が 25 日を超える者に対して、医師による面談・	
	健康状態等へ助言を実施	
	ロ コミュニケーション	
	・日頃の声掛けやコミュニケーションを大切にし、心の不調者がでないように努	
	න ්	
	ロ 関係機関・地域・マスコミ等への説明・公表・取材対応	
(6)情報発信	・有限会社キリコンディショニングカンパニー 取締役 加藤 秀治が全責任を	
	持って対応する	

<更新履歴>

更新日	更新内容
令和4年4月1日	作成
令和4年8月1日	変更
令和5年9月1日	変更
令和6年2月1日	変更

<添付(様式)ツール>

※「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」 別添 Excel シート

NO	様式名
様式 1	推進体制の構成メンバー
様式 2	事業所外連絡リスト
様式 3	職員・利用者 体温・体調チェックリスト
様式 4	感染(疑い)者・濃厚接触(疑い)者管理リスト
様式 5	(部署ごと)職員緊急連絡網
様式 6	備蓄品リスト
様式 7	業務分類(優先業務の選定)
様式8	来所立ち入り時体温チェックリスト

(参考) 新型コロナウイルス感染症に関する情報入手先

○厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○厚生労働省「障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について」:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

○令和2年7月3日付事務連絡

障害支援施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等ついて

https://www.mhlw.go.jp/content/000646842.pdf

○令和2年5月28日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について(令和2年5月4日付事務連絡)」に関する

Q&A (グループホーム関係) について

https://www.mhlw.go.jp/content/000634929.pdf

〇令和2年5月28日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について(令和2年5月4日付事務連絡)」に関する

Q&A (障害児入所施設関係) について

https://www.mhlw.go.jp/content/000634931.pdf

○令和 2 年 10 月 15 日付事務連絡

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部改正)

https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf

○障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアルについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

○ (各施設で必要なものを記載)